

財務省告示四百三十九号

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、報復関稅等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第一条の規定に基づき、アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等について関稅定率法第六条第一項の規定により報復関稅を課することを決定した件（平成十八年八月財務省告示第三百二十七号）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から適用する。

平成十八年十一月十日

財務大臣 尾身 幸次

- ・ 第二号の表その他の合金鋼のフラットロール製品の項中「七二二六・九九 〇一〇」を「七二二六
- ・ 九九 一九〇」に改め、同号の表フレキシソ印刷機の項中「八四四三・三〇 〇〇〇」を「八四四三
- ・ 一六 〇〇〇」に改める。